

湯沢市地域福祉計画

～公助・共助・協働による安心ゆざわ～



湯 沢 市

あいさつ

平成の大合併を機に平成17年3月22日、旧湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村の4市町村が合併し、新湯沢市が誕生しました。昔から湯沢市雄勝郡という馴染みのある生活圏域の市町村が合併したわけですが、一つの自治体になってみて初めて、旧自治体の行政の有り様、社会福祉協議会や社会福祉法人の有り様、更には福祉団体やボランティア団体の有り様など、それぞれの自治体の関わってきた背景に特徴があり、行政レベルでの制度上の調整を行ったうえで合併したものと違い、地域福祉に関わる背景の違いの調整が十分に図られていない現実があることは否めません。

この度、湯沢市では初めて地域福祉計画を策定するわけですが、合併前の旧皆瀬村だけが「皆瀬村地域福祉計画」を策定しており、国からも福祉における先進的取り組みが評価され、平成15・16年度に国のモデル事業を受けて取り組んでおります。この取り組みを参考にして、社会福祉法の規定に基づき作成に着手することにしました。

「地域」というものは、例え大きな市になっても、顔が見える小さな「地域」が単位となるべきものであり、そういう意味では中学校区または、人口密度の高い地域においては小学校区単位で捉えていくことが、「人の顔が見える地域」としての計画となり得るものであると考えます。

湯沢市は、「安心して生活できるゆざわ」を少しでも具体にするため、厳しい財政状況下にあります。今まで、何かにつけ行政に依存されていた各種事業や意識を、市民や町内会、さらに社会福祉法人やNPO、福祉団体等の底力と工夫をいただくことで、多くの難題や課題が解決できてきた実例を、湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会にみる事ができました。この実践を土台に、さらに地域福祉の推進を湯沢市地域計画の中に盛り込むとともに、市民から寄せられたアンケートの分析を通して、今後の地域福祉の取り組みに反映してまいります。

計画は、実行されなければ「絵に描いた餅」となります。確実に実行される「計画の推進体制」をこの計画では明確にしております。「『協働』による地域福祉のまちづくり」の着実なる推進体制を構築していく所存であります。

最後に、アンケート調査にご協力いただきました市民各位には、真剣にご意見をご記入いただきありがとうございました。また、19名の地域福祉計画策定委員の方々には、お忙しいにもかかわらず、計画策定の過程におけるさまざまな作業部会で、アンケートの作成、課題の分析・取りまとめ等にご尽力とご難儀をおかけし、衷心よりお礼申し上げます。

初めてとなる「湯沢市地域福祉計画」が、合併後の湯沢市の地域づくりと市民の融和になることを祈念し、あいさつとします。

平成21年3月

湯沢市長 鈴木 俊夫

《目 次》

はじめに	1
第1章 計画の策定に当たって	4
第1節 地域福祉計画について	4
1. 計画策定の趣旨	4
2. 計画策定の視点	4
3. 計画の概要	6
第2節 地域福祉計画策定の背景	8
1. 地域福祉を取り巻く環境変化	8
2. 社会福祉基礎構造改革	11
第3節 湯沢市の現状とまちづくり	13
1. 湯沢市の地域福祉の現状	13
2. 人口の動向	15
3. まちづくりの目指すもの（湯沢市総合振興計画から）	17
第2章 地域福祉に関するアンケート調査	19
第1節 地域福祉に関する意識調査から	19
1. 地域福祉計画におけるアンケート調査の結果分析	19
第2節 地域福祉を推進するうえでの課題	43
1. 高齢者に関する課題	43
2. 障がい者に関する課題	43
3. 児童・教育に関する課題	43
4. 少子化に関する課題	43
5. 就労に関する課題	43
6. 地域活動に関する課題	44
7. 地域の活性化に関する課題	44
8. 医療に関する課題	44
9. 交通に関する課題	45
10. 防災・防犯・雪害に関する課題	45
11. 母子・父子家庭に関する課題	45
12. 福祉全般に関する課題	45
13. 行政に関する課題	45
14. 苦情・要望に関する課題	46
第3節 地域福祉セミナーで課題とされたこと	47
1. 第1回湯沢市地域福祉セミナー	47
2. 第2回湯沢市地域福祉セミナー	47
3. 第3回湯沢市地域福祉セミナー	48

第4節	湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会で課題とされたこと	49
1.	地域が制度別・年齢別の意識で機能している課題	49
2.	地域福祉を阻害している課題	49
3.	児童支援・療育における課題	49
4.	障がい者の地域移行における課題	50
5.	災害時における要援護者の支援と課題	50
第3章	施策の推進	52
第1節	施策の目標と体系	52
1.	施策の目標	52
2.	施策の体系	53
第2節	施策の展開	54
1.	こころ豊かな福祉の文化をつくりだすまちづくり	54
2.	地域の力を生かし 福祉のまちづくり	57
3.	互いにささえ合う 安心のまちづくり	59
4.	地域を包括した質の高い支援を可能とする福祉のまちづくり	62
5.	総合的に取り組む福祉のまちづくり	66
第4章	計画の推進体制	69
第1節	施策の推進体制の整備	69
1.	推進体制の整備	69
2.	計画の管理	69
資料編		70
	湯沢市地域福祉計画策定委員会運営要綱	71
	湯沢市地域福祉計画策定委員名簿	72
	湯沢市地域福祉計画策定経過	73
	湯沢市地域福祉計画について（答申）	74
	市民の皆さまへ	75
	湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会	76
	湯沢市の社会福祉法人グランドデザイン	97

第1章 計画の策定に当たって

第1節 地域福祉計画について

1. 計画策定の趣旨

平成17年3月22日に旧湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村の4市町村が合併し、新たな地域と文化と人の広がりを迎え、新湯沢市が誕生しました。しかし、かつて同じ生活圏域として慣れ親しんできたとはいえ、合併後も旧市町村を単位としてのそれぞれの文化や風土には変わりはありませんし、むしろ良い風土や文化は継続性を持って継承していくべきです。つまり、いつまでも根強く支持されてきた「家族思い」「本家別家(分家)」「親戚関係」「向こう三軒両隣」「隣組」「支え合い」「お茶のみ」「無尽講(むんじん)」「消防団」「親子会」「青年会」「婦人会」「お祭り」等々、なつかしく、心和む、生活感ある言葉ばかりであり、地域協働そのものです。

地域福祉とは、前述の言葉が全てを埋め尽くしている表現であり、そのものです。例えば、火災(災害)や遭難などが発生すると、消防団が出動し、婦人会が炊き出しを行い、被災者の地域が一丸となる。これこそが地域の連帯と自発的・自然発生的な協働(役割分担)が支えます。行政から財政支援がなくても、住民が米や資材を持ち寄り、支え合う地域システムがまだ残っています。これが、地域福祉計画の中核をなす着眼点です。

2006年(平成18年)に策定されました「湯沢市総合振興計画」では、「幸せを実感できるまちをつくる」「住むことを誇れるまちをつくる」「夢を持ち続けられるまちをつくる」を基本理念として、「人と自然が輝き、ふるさとの技がさえる 美しさあふれるまち」を将来像に掲げています。地域福祉の推進は、この将来像を実現するための取り組みの大きな柱として位置付けられています。

また、国においては、社会福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、2000(平成12)年に社会福祉の基本的な考え方を大きく転換することとした「社会福祉基礎構造改革」が施行され、以後、関係法令の改正をはじめとして、介護保険法や障害者自立支援法など様々な制度改革が進められました。この改革の大きな柱は、個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの拡充及び地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実と推進であることから、社会福祉法において市町村は地域福祉計画を策定することを定めました。

このようなことを踏まえて、湯沢市の地域の実情を踏まえながら、市民をはじめとする多様な主体が協働して効果的に地域福祉を推進するための地域福祉計画を策定するものです。

2. 計画策定の視点

湯沢市の特徴と社会資源を最大限生かして、市民と地域を起点に次の視点から検討を進め、新しい地域福祉の仕組みや体制を整えます。

地域を包括した支援システムを構築する地域福祉の推進

市民一人ひとりが尊厳を持って暮らせる地域社会を創造するため、人間の尊厳を原点として、地域福祉に関わる方々の意識が、制度別や年齢別で区切られたりすることがない、地域を包括して支援する意識で取り組む理念を共有することにより、自己選択、自己決定をもとに、最適な福祉サービスが利用できるようにします。

地域づくりと一体的な地域福祉の推進

地域の実情や住民の意向に応じて、地域の資源や特徴を生かしながら、住民が主体となって進める地域づくりと一体的に地域福祉が推進できるよう、住民(民間)主導型・行政支援(連携)型の協働による福祉のまちづくりの仕組みを整えます。

保健(健康)福祉のネットワークづくり

地域における福祉を総合的に進めるため、分野別の福祉サービスや保健、医療をはじめ教育

やスポーツ、障害者雇用など生活と密接に関連する分野を包括的、横断的な取り組みを図ることにより、効果的に進められるようにします。

協働で進める福祉のまちづくり

まちづくりの主体者である市民をはじめ、市民団体、社会福祉法人、NPO、福祉関係団体や福祉サービス事業者、関係機関、企業など多様な主体とのネットワークを形成し、計画の策定段階から積極的な市民等の参加を進め、計画の実施及び評価をとおして、協働して福祉のまちづくりを進めます。

行政改革と連携する持続可能な福祉行政の展開

社会の成熟化に対応して、補完性の原則を踏まえて行政の守備範囲や役割を見直し、選択と集中を基本に必要な改革と戦略的な施策展開を進め、持続可能な行政運営を行えるようにします。

参 考

一人ひとりの地域住民への訴え

《市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方について（抜粋）》

とかく、これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきた。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方に基づき、地域住民全てにとっての社会福祉として、かつ、地域住民全てで支える社会福祉に変わっていかねばならない。そのためには、社会福祉に対しての地域住民の理解と協力、つまり、地域住民の参加と行動が不可欠なのである。

この際、一人ひとりの地域住民に対して、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人々の多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みとしてとらえなおし、地域住民としてこれらの多様な生活課題に目を向け、自発的、積極的に取り組んでいただけるよう訴えたい。また、社会福祉を消極的に単なる特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点でとらえていただけるよう強く訴えたい。

- 社会保障審議会福祉部会：平成14年1月 -

3. 計画の概要

(1) 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、湯沢市総合振興計画に即して、本市の地域福祉の推進に関する基本的かつ総合的な指針を定めるものです。

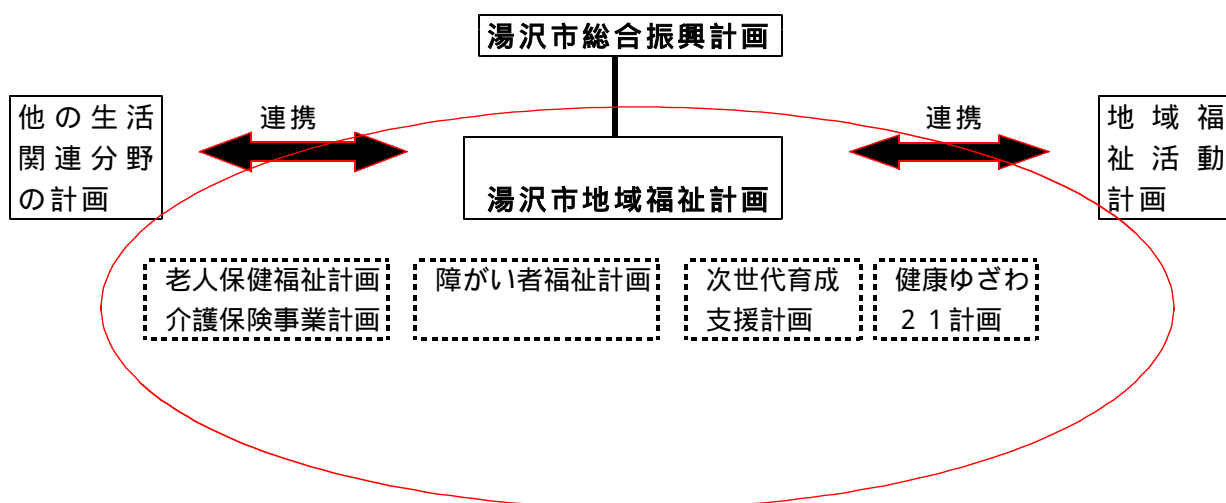
(2) 計画の性格

総合的な保健福祉行政の指針

この計画は、本市の保健福祉施策の基本となる指針を総合的に定めるものであり、健康づくり、高齢者、児童、障がい者、低所得者、虐待、DVなどさまざまな分野の施策や計画の基本的な指針としての役割を持つものです。福祉分野だけでなく、その他の生活関連分野の計画と連携して総合的に地域福祉を推進します。

多様な主体の福祉活動の指針

この計画は、福祉のまちづくりや社会福祉に関する事業・活動を行う多様な主体の共通の指針としての性格や役割があります。一体的な方針のもとに市民ぐるみで地域福祉の推進に取り組めるよう、湯沢市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携して、効果的な運用を行います。



(3) 計画の期間

2009（平成21）年度から2013（平成25）年度までの5年間とします。

(4) 計画の運用・管理

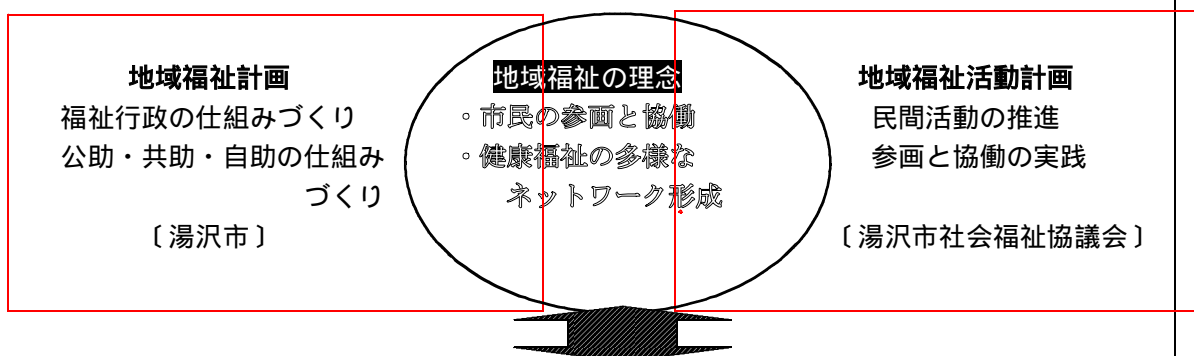
計画は行政評価制度によりの確な進行管理を進めます。また、状況の変化に柔軟に対応するとともに、実施結果の評価によって明らかになった問題点の改善を図るため、計画の始期から3年を経過した2011（平成23）年度に計画の見直しを行います。

参考

社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」との関係

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な担い手として位置付けられます。湯沢市社会福祉協議会では、この地域福祉計画と平行して、地域福祉活動計画の策定をしています。

市が定める地域福祉計画は地域福祉を推進するための仕組みや行政施策についての計画であり、社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画は、地域住民をはじめとする多様な主体の参画と協働を具体的に進めるための活動や実践についての計画です。二つの計画は、連携して地域福祉を推進するための車の両輪ともいえ、地域づくりと一体的に進める各地区の福祉活動計画の策定など住民主体の取り組みを支援します。



各地区の福祉に関するまちづくりへの展開 : 支部社会福祉協議会福祉活動計画

社会福祉協議会とは・・・

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、市区町村、都道府県、中央（全国社会福祉協議会）の各段階に設置されています。一定の地域社会で地域住民が主体となって、社会福祉を目的とする事業を行っている人や社会福祉に関する活動を行っている関係者の参加と協力のもとに、地域の実情に応じて、地域福祉を推進することを目的とする組織です。

社会福祉法では、市町村社会福祉協議会の事業として、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために必要な事業を行うものとされています。

地域福祉を推進していくためには、公共私協働の取り組みが不可欠であり、とりわけ地域住民の福祉活動への参加を促進することが極めて重要な課題となっています。こうしたことから、地域福祉の中心的な担い手として位置付けられる社会福祉協議会の役割はこれまで以上に重要になっているとはいえ、大きな役割を果たすことが期待されます。

第2節 地域福祉計画策定の背景

1. 地域福祉を取り巻く環境変化

(1) 少子高齢化の急激な進展

我が国の人口は、2006（平成18）年をピークに減少に転じ、50年後には1億人、100年後には6千4百万人程度になるものと見込まれます。また、少子化の進行と長寿化が相まって、高齢化率は、2006（平成18）年には20%、2014（平成26）年には25%、2033（平成45）年には30%を超えるものと予想され、これまで諸外国で経験したことのない超高齢社会を迎えようとしています。

少子高齢化の進展に伴い高齢者の医療や福祉ニーズが増大するとともに、生産年齢人口の減少により経済活動の停滞が懸念されるなど、幅広い分野に大きな影響が及ぶものと予想されます。

湯沢市の高齢化率は、30.8%[2009（平成21）年2月末日現在]と全国平均22.2%[2009（平成21）年1月1日現在：推計人口概算値]より8.6ポイント高くなっています。この傾向はさらに続くものと推察され、就労の場の確保が難しい現状では、若年労働力の流出は避けらず、急激に高齢化が進展するものと見込まれます。

我が国の人口推計と将来人口推計

年次	総人口(千人)	割合(%)		
		年少人口	生産年齢人口	老年人口
1960	94,302	30.2	64.1	5.7
1970	104,665	24.0	68.9	7.1
1980	117,060	23.5	67.3	9.1
1990	123,611	18.2	69.5	12.0
2000	126,926	14.6	68.1	17.4
2010	127,473	13.4	64.1	22.5
2020	124,107	12.2	60.0	27.8
2030	117,580	11.3	59.2	29.6
2040	109,338	11.0	55.8	33.2
2050	100,593	10.8	53.6	35.7
参考2100	64,137	13.1	54.3	32.5

* 2000年までは国勢調査結果。2010年以降は社会保障人口問題研究所の推計人口

(2) 家族規模の縮小、地域における人間関係の希薄化

産業構造や生活様式の変化に伴い核家族化が進行し、世帯規模は一貫して縮小してきました。加えて、父親の長時間労働、共稼ぎの一般化など家族形態が変化し、家族の扶養機能が相対的に低下し、子育てや介護などが社会的な問題として認識されるようになってきました。また、高齢化の進行に伴い高齢者だけの世帯や高齢者の単身世帯の急激な増加、離婚件数の増加によるひとり親世帯の増加などの問題が生じています。

都市化の進展や生活様式の変化、価値観の多様化などを背景に、地域における人間関係が希薄化し、地域の相互扶助機能が低下しています。また、コミュニティ活動の担い手の減少や地域の行事の参加者の減少などの問題も生じています。反面、各地で身近な地域の生活環境の改善やコミュニティ機能の向上などを目的とする「まちづくり」が活発に展開されるようになるなど、住民主体の新たな動きがみられるようになってきました。

湯沢市は、平成17年4月の合併時から21年2月までの4年間に、年間平均762人ずつ人口減少の一途をたどりつつ、世帯規模の縮小化は進む傾向にあり、就労の場の確保も縮小の傾向にあるため、若年層の流出に歯止めがかからない傾向があります。このような状況において、地域の行事や相互扶助機能は高齢者に委ねられる傾向が一層強くなり、地域のささえ合いシステムの構築がなお一層求められる状況にあります。

(3) 社会経済環境の変化（成長社会から成熟社会）

我が国では、量的な拡大を基調とする成長型の社会から質的な向上を目指す成熟型の社会へと大きな転換が進んでいます。こうした中、個人の自由や創意、多様性を重視する社会の創造に向けた地方分権の推進や規制緩和と自由競争の促進による民間活力の向上など、社会経済の構造改革が進められています。この構造改革の過程で、日本型経営といわれた終身雇用制や労使協調の雇用慣行の見直し、企業の再編や厳しいリストラが進められ、失業者やパート職員などの不安定な雇用形態の増加、生活保護世帯の急増、成果を重視する経営方式の広がりによる仕事に対するストレスの増大などの問題が生じています。

湯沢市では、世界的な経済危機による日本経済の冷え込みの影響から、企業の閉鎖または事業の縮小と人員削減や解雇傾向がみられ、雇用環境の悪化が一段と厳しい状況になっております。また、一般商店においては、全国的な景気低迷により、市街地商店街のあり方に対する経営の切り替えなどへの取り組みの導入と時代背景の分析などをとおして、既存型での対応では生き残れない状況もあります。そのため、高卒や大卒の地元就職の腰の弱さが、若年人口の県外流出を招いていることは否めない現状です。

社会福祉事業の分野では、介護保険事業や障がい者福祉サービス事業などの福祉事業の規制緩和と市場競争原理の導入により、社会福祉法人のみならず株式会社などの法人格を有する事業者の参入により、サービス提供基盤の拡大が図られ、法人等の事業展開や基盤整備の拡大に伴う就業人口の裾野の広がりが図られています。今後さらに、法人の経営基盤の確立を図るための経営の効率化やサービスの多様化に対応できる体力の形成が必要とされており、社会福祉法人の合併や事業譲渡による規模の拡大による経営の効率化・安定化による迅速な事業展開やコストの抑制、サービスの質の向上に基づく地域福祉の構造化が期待されます。

(4) 人々の意識の変化・多様化

経済的な豊かさがある程度達成され、社会の成熟化が進むにつれ、人々の意識や価値観も大きく変化し、個性や多様性を大切にするとともに物の豊かさよりも心の豊かさを重視するようになってきました。また、自然とのふれあいや時間的なゆとりを重視する傾向がみられるなど、量的な拡大から暮らしの質の向上に対するニーズが高まりつつあります。

こうしたことを背景に、湯沢市においても身近なまちづくりや福祉、環境、文化などに対する関心が高まりをみせており、幅広い分野への市民参加や市民の主体的な活動が活発に展開されるようになって

います。

(5) 財政状況の著しい悪化

バブル経済の崩壊とその後の経済の低迷による税収の減少や数次にわたる経済対策の実施、少子高齢化の進展による社会保障費の増大などにより、国、地方を通じて財政状況は著しく悪化しています。

財政の健全化を図るため行財政改革が進められていますが、国債残高は増加を続けており、財政の硬直化が進んでいます。持続可能な行政運営を確保するため、行政の役割や受益と負担のあり方の見直し、選択と集中による重点的な施策展開、経営管理機能の向上による効果・効率的な行政運営など、幅広い分野にわたる厳しい改革が求められています。

2. 社会福祉基礎構造改革

従来の社会福祉制度は、戦後の復興期に貧困者、身体障がい者、戦災孤児などが急増する中で、行政が主導して、こうした人々を緊急に保護・救済する措置を中心としていました。

しかし、生活水準の向上、少子・高齢化の進展、家族機能の変化などを背景とする大きな社会環境の変化に伴い かつてのような限られた人に対する保護・救済だけではなく、子育てや高齢者の介護など、国民が独立した生活を営むうえで生じる多様な問題について、社会全体の支え合いに基づく支援が求められるようになりました。

こうした社会の変化を踏まえ、2000（平成12）年に社会福祉に共通する基盤的な制度の見直し（社会福祉基礎構造改革）が行われ、個人の自立と選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの拡充、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実を目指し、社会福祉関係法の改正が行われました。

この改革により、社会福祉事業法が社会福祉法に改められ、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられました。社会福祉法では、地域福祉を推進する主体を「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」と定め、相互に協力して誰もが同じ住民として地域で生活し、様々な活動に参加できるよう努めなければならないとしています。

参 考

社会福祉事業法の主な改正点

1. 社会福祉事業法の名称及び目的の改正
社会福祉法に名称変更
目的に福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を追加
2. 利用者の立場に立った社会福祉制度の構築
措置制度から契約方式による社会福祉制度の構築
認知症の高齢者など判断能力の不十分な人の福祉サービスの利用を支援するための地域福祉権利擁護制度や苦情解決の仕組みなど福祉サービスの利用を支援するための制度の導入
3. サービスの質の向上
社会福祉士及び介護福祉士の教育の充実
評価制度の推進
4. 社会福祉事業の充実・活性化
社会福祉事業に9事業を追加
社会福祉法人の設立要件の緩和
多様な事業主体の参入
5. 地域福祉の推進
地域福祉計画の策定
知的障がい者福祉等に関する事務の市町村への委譲
社会福祉協議会、共同募金、民生委員・児童委員の活性化

社会福祉事業法(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第3節 湯沢市の現状とまちづくり

1. 湯沢市の地域福祉の現状

(1) 地域社会の変化

湯沢市は美しい自然と小安温泉や秋ノ宮温泉などの湯量豊富な温泉に恵まれ、また古くから院内銀山や川連漆器、稲庭うどん、湯沢の酒どころなどで栄え、出羽と奥羽とを結ぶ要衝として開けた、豊かな歴史文化が息づく都市です。

都市化の進展、新しい住宅市街地の整備などの都市構造の変化、家族形態や価値観の多様化などを背景に、地域における人々のつながりが希薄化するとともに、伝統的な行事や慣習が失われつつあるなど、地域社会も大きく変化しています。

一方、各地区では住民主体の地域づくり、さまざまな分野の市民活動やボランティア活動などが展開されるようになってきました。

社会や住民意識の変化に的確に対応しながら市民参加のもとに地域福祉を推進するため、多様なまちづくりの主体に共通する理念や目標、参加と協働の仕組みを整えるなど、地域のコミュニティ機能の再生、向上が求められています。

(2) 福祉ニーズの増大と多様化

少子高齢化の進展、社会経済状況の変化、地域社会における相互扶助機能の低下、利用者の選択を重視する福祉制度への転換などを背景に、市民の福祉ニーズは近年に増大し、多様化しています。また、児童虐待、家庭内暴力（DV）、母子・父子世帯の増加傾向など、新たな問題も生じています。

要介護者の状況

各年3月31日現在

20年度は、21年2月28日現在

	要介護者等の推移（実数）				伸び率（平成17年＝100）			
	17年度	18年度	19年度	20年度	17年度	18年度	19年度	20年度
総人口	56,326	55,396	54,513	53,947	100	98.3	96.8	95.8
高齢者人口	16,594	16,595	16,616	16,669	100	100.0	100.1	100.5
認定者数	2,624	2,568	2,688	2,757	100	97.9	102.4	105.1
要支援1		299	376	432		100	125.8	144.5
要支援2		355	427	434		100	120.3	122.3
要支援及び経過的要介護	440	38						
要介護1	717	364	330	346	100	50.8	46.0	48.3
要介護2	342	379	418	423	100	110.8	122.2	123.7
要介護3	304	359	406	420	100	118.1	133.6	138.2
要介護4	384	402	347	328	100	104.7	90.4	85.4
要介護5	437	372	384	374	100	85.1	87.9	85.6
認定率(%)	15.8	15.5	16.2	16.5				

長寿福祉課 高齢介護班

湯沢市の特徴は、要介護認定率（65歳以上人口に占める要介護・要支援認定者の数）が16.5%と全国平均16.1%（20年7月現在）よりも0.4ポイント高いものの、湯沢市の高齢化率（平成21年2月末現在）は30.8%であり、全国平均の22.2%（平成21年1月1日現在：推計人口概算値）を8.6ポイント上回っていることと比較すると、決して高いものではありません。今後、要介護認定率が上がらないよう、介護予防に工夫を凝らす取り組みが望まれます。

生活保護の受給者数の推移

各年3月31日現在

20年度は、21年1月31日現在

	生活保護の推移				伸び率(平成17年=100)			
	17年度	18年度	19年度	20年度	17年度	18年度	19年度	20年度
世帯員	456	478	511	542	100	104.8	112.1	118.9
人員	685	713	766	794	100	104.1	111.8	115.9
延べ世帯数	5,212	5,638	5,926	5,295	100	108.2	113.7	101.6
延べ人員	7,911	8,392	8,825	7,785	100	106.1	111.6	98.4
保護率(%)	12.2	12.9	14.1	14.5	100	105.7	115.6	118.9
扶助費(千円)	964,661	998,780	976,558	792,153	100	103.5	101.2	82.1

福祉課 保護班

生活保護世帯数及び人員は年々増加傾向にあり、特に19年度からの伸びが急激であります。19年度から急激に伸びた要因としては、景気低迷の兆しが現れ、地方の景気が冷え込んできたことから、生活保護のボーダー層の頑張りにも限界が生じてきたことによる申請の伸びが背景にあるようです。

扶助費に占める医療費は、長期入院患者の増加により高騰してきていましたが、平成19年度から障害者自立支援法における精神障がい者地域移行促進事業と湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会による地域移行対策が効果を示し、徐々に減少傾向になっております。

障がい者手帳所持者数の推移

20年度は、21年3月1日現在

	障がい者の推移				伸び率(平成17年=100)			
	17年度	18年度	19年度	20年度	17年度	18年度	19年度	20年度
身体障がい者総数	2,958	2,968	2,982	2,997	100	100.3	100.8	101.3
肢体不自由	1,859	1,867	1,881	1,898	100	100.4	101.2	102.1
視覚障がい	247	230	221	212	100	93.1	89.5	85.8
聴覚・平衡機能障がい	227	221	221	212	100	97.4	97.4	93.4
音声・言語機能障がい	37	34	32	35	100	91.9	86.5	94.6
内部障がい	588	616	627	640	100	104.8	106.6	108.8
知的障がい児	67	64	61	64	100	95.5	91.0	95.5
知的障がい者	366	378	368	386	100	103.3	100.5	105.5
精神障がい者		195	217	169		100	111.3	86.7

福祉課 社会福祉班

身体障がい者は、肢体不自由と内部障がいは増加傾向にあるものの、視覚障がいと聴覚障がいは減少傾向にあります。身体障がい者手帳所持者は、全体的に増加傾向にありますが、肢体不自由と内部障がいが全体を押し上げている傾向になります。肢体不自由の約90%は脳血管障がいであり、内部障がいは、直腸・大腸疾患や腎臓機能疾患及び心臓疾患であり、肢体不自由と内部障がいのほとんどは、生活習慣病が起因となっていることが伺えます。

知的障がい児は、減少傾向的な状況ではありますが、18歳の到達年により知的障がい者に移るため、数字の変動が生じるという背景があるとともに、医学の進歩により障がい児の出生率が低くなってきている傾向も伺えます。

知的障がい者は増加傾向にあり、19年度に死亡により一時的に減少したものの、児童から者に移ったり、20歳以上になってから新規申請をされる方もあり、変動が生じている状況です。

精神障がい者手帳所持者は、病状の回復等により、手帳の該当要件からはずれる方も生じることから、変動があります。また、障がいの特性から、手帳の更新手続きを怠っているため、有効期限が切れて、手帳所持からはずれてしまうなどの背景もあり、対象者の変動が著しいことが伺えます。

保育所等の状況

	保育児童の推移				伸び率(平成17年=100)			
	17年度	18年度	19年度	20年度	17年度	18年度	19年度	20年度
就学前児童数	2,403	2,243	2,108	1,948	100	93.3	87.7	81.1
保育所入所者数	1,177	1,174	1,145	1,124	100	99.7	97.3	95.5
内 3歳未満児童数	421	423	412	416	100	100.5	97.9	98.8
延長保育児童数	52	71	62	98	100	136.5	119.2	188.5
障がい児保育児童数	16	13	8	12	100	81.3	50.0	75.0
学童保育利用児童数	346	447	446	487	100	129.2	128.9	140.8

福祉課 児童福祉班

特徴的なものとして、子どもの数は減少傾向にある中、学童保育の伸び率が大きく、安心して働く環境づくりが求められています。同様に、雇用の実情に応じて、保育時間の延長が求められており、安心して働くことに対するニーズが急増していることが伺えます。

母子・父子家庭の推移

	母子・父子家庭の推移				伸び率(平成17年=100)			
	17年度	18年度	19年度	20年度	17年度	18年度	19年度	20年度
総数	707	752	770	812	100	106.4	108.9	114.9
母子家庭世帯数	473	487	480	504	100	103.0	101.5	106.6
寡婦家庭世帯数	75	98	120	145	100	130.7	160.0	193.3
父子家庭世帯数	86	84	83	72	100	97.7	96.5	83.7
寡夫家庭世帯数	73	83	87	91	100	113.7	119.2	124.7

福祉課 児童福祉班

母子世帯は微増の傾向ではありますが、父子世帯は減少傾向が伺えます。これとは対照的に、寡婦・寡夫世帯数が増加しており、かつて母子・父子世帯であり、子どもが20歳以上になられた世帯が急増している背景が伺えます。

2. 人口の動向

(1) 人口動態

湯沢市の人口は、平成17年4月の合併当初を100としたとき、平成20年4月は95.9と4.1ポイントも減少し、年ごとに減少傾向を示しています。

年次	人口	比較	年少人口比率	生産年齢人口比率	老年人口比率	出生者数	死亡者数	転入者数	転出者数	婚姻件数	離婚件数
17年	56,326	100	12.3	58.2	29.5	271	698	1,128	1,312	208	80
18年	55,396	98.3	12.1	58.0	29.9	298	788	952	1,310	174	79
19年	54,513	96.8	11.7	57.8	30.5	318	743	996	1,230	178	89
20年	54,039	95.9	11.5	57.7	30.8	269	654	787	839	157	85

人口は、各年3月31日現在。

市民課 住民班

20年度は、21年2月1日現在

(2) 将来人口推計

湯沢市の人口は、合併当初の2005(平成17)年を比較に減少傾向であり、10年後の2015(平成27)年には概ね4,700人減少し、15年後の2020(平成32)年には12,217人減少するものと予測されます。

また、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)の比率はいずれも低下を続け、一方で老年人口(65歳以上)の比率が2015(平成27)年には34.9%に達し、以後も上昇を続けるものと予測されます。

《将来人口推計》

	2005(H17)年	2010(H22)年	2015(H27)年	2020(H32)年
総人口(中位推計)	56,326	51,626	47,917	44,109
年少人口比率	12.3	11.2	9.8	9.1
生産年齢人口比率	58.2	56.9	55.3	52.4
老年人口比率	29.5	31.9	34.9	38.5

* 人口は、2000(H12)年、2005(H17)年は国勢調査、2010(H22)年、2015(H27)年、2020(H32)年はいずれも推計人口

3. まちづくりの目指すもの（湯沢市総合振興計画から）

まちづくりの基本理念

基本構想の根底となる3つの考え方を基本理念とし、市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

幸せを実感できるまちをつくる

だれもが安心して快適に住むことができ、生活することに満足できることが豊かさといえます。このため、経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさや生きがいを感じながら生活し、人と人が助け合って心を通わせる中から生きる喜びを得られるまちを目指します。

住むことを誇れるまちをつくる

まちをよりよくしようという市民一人ひとりの思いや行動は、自分のまちへの愛情や誇りから生まれるものです。このため、住みよく潤いある環境や個性ある文化、産業などによって、だれもが住むことに誇りを持ち、自信を持って魅力をアピールできるまちを目指します。

夢を持ち続けられるまちをつくる

まちづくりへの思いや行動は、将来への明るい展望を築くものであり、夢を持つことがその行動や思いを生み出します。このため、自然や経済、文化などさまざまな豊かさを将来にわたって保ち、高め続けられるまち、多くの人が集まり活気があふれるまちを目指します。

市の将来像

人と自然が輝き、
ふるさとの技がさえる
美しさあふれるまち

湯沢市には、「豊かで美しい自然や景観、伝統ある歴史文化や美しい工芸品、美味なる食や酒などの特産品、温かい心と優しい笑顔」があります。

このような『美しい』もので満ちあふれた湯沢市をさらに輝かせるため、市民と行政が一体となって、これらの地域資源を磨き上げていくことを目指して将来像とします。

まちづくりの基本目標

将来像の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、市が取り組む施策の方向を示します。

豊かな自然が輝く安全で快適な美しいまちづくり

市民の安全・安心の確保をはじめ、利便性・快適性を高めるとともに、住むことを誇れるような定住環境づくりを進めます。

健康と暮らしをともに支えるみんなの笑顔が輝くまちづくり

少子高齢化、人口減少が進展する中、子どもからお年寄りまで、すべての人が支え合い、健康で、生き生きと暮らせるまちを目指します。

ふるさとの技が輝く活力あふれるまちづくり

市民所得の向上と若年層を中心とした定住化の促進のために、雇用の場を確保するとともに、特に地域の活性化に向けて、地域資源や歴史に培われた「技」を活用した農林業や商工業の育成・振興を進めます。

あたたかな心と豊かな文化で人が輝くまちづくり

「地域づくりは人づくりから」という視点に立ち、郷土の歴史や文化を踏まえ、地域が一体となって将来を担う人づくりを積極的に進めます。

みんなで築く夢が輝くまちづくり

個性豊かな独自のまちづくりを市民主体で進めていくため、市民と行政の協働によるまちづくりを市政の基本理念とし、参加・協働のまちづくりを推進します。